

許可更新期間特例で新局面



産廃処理業の
優良化を考へる

121

環境省が産業廃棄物処理業優良化推進事業の一環として設けていた優良化評価制度が、05年4月の制度創設から丸5年が経過した。処理業者の意向向上や情報公開の進展など一定の成果はあったものの、適合確認業者数約600戸未現在、審査員も減り、また制度が定着してこないという声も強くなる。その理由の1つは適合確認を受けたい事業者の減少にある。事業者の許可更新期間の特例を設けたいと盛り込まれ、制度は新たな局面を迎えようとしている。環境省の坂川勉産業廃棄物課長に、これまでの成果と今後の展開について聞いた。

(記者 藤原)

排出事業者が積極活用する制度」

——評価制度が5年を経過した。

「優良化評価制度は都道府県、政令市、広範囲に取り組んで頂き、現在優良化評価されている処理業者数が300を超えています。その効果はあったのではないかと感じています。ただ一方で、3000を超えている業者は全体の約1割程度です。この割合を増やしたいと考えています」

——なま適合確認業者数が増えているのか。

「産業廃棄物処理法の取組を行った中央環境審議会、環境省の産業廃棄物処理課で、

委員会の議論では、現行制度のメリットが少なすぎることが言われていた。許可申請書類の一部を省略するようになり、申請がそれだけ減っていき、それが原因で不足している業者もいる。また、排出事業者が

として選択するようになった。向けて持っていくかなければならぬ。そのためにも、もっと制度をしっかりと整備していきたい。引き続き普及活動も行うつもりです。排出事業者が積極的に活用する

可の申請書類の一部が免除されるようになった。しかし、この制度が定着していかない原因は、審査員が減少していること、適合確認業者の減少、また、制度が定着していかないこと、などがある。今回の改正は法律のレベルに優良事業者の根拠を設けることを盛り込んでいる。施行規則での位置付けはなかなかメリットを付与していく面があったが、法律で根拠を設ければ今後様々なメリットを生かすことも法的に可能性が広がる。

——改正法で許可更新期間の特例が盛り込まれたが。

「現行制度は自治体で運用がままだったが、現在大半の自治体で運用しているが、確かな一環で独自制度を採用しているところもある。このままでは、今後検査期間については今後検討していきたい」

——排出側のメリット

「排出側のメリットは、優良と認められた業者は、現行1年の許可更新期間の特例を設け、もともと更新期間を適用するようになった。具体的な期間については今後検討していきたい」

——排出側のメリット

「排出側のメリットは、優良と認められた業者は、現行1年の許可更新期間の特例を設け、もともと更新期間を適用するようになった。具体的な期間については今後検討していきたい」

優良事業者の根拠を法律のレベルに 改正法施行に合わせ新制度移行へ

「排出側のメリットは、優良と認められた業者は、現行1年の許可更新期間の特例を設け、もともと更新期間を適用するようになった。具体的な期間については今後検討していきたい」

「排出側のメリットは、優良と認められた業者は、現行1年の許可更新期間の特例を設け、もともと更新期間を適用するようになった。具体的な期間については今後検討していきたい」

「排出側のメリットは、優良と認められた業者は、現行1年の許可更新期間の特例を設け、もともと更新期間を適用するようになった。具体的な期間については今後検討していきたい」

「排出側のメリットは、優良と認められた業者は、現行1年の許可更新期間の特例を設け、もともと更新期間を適用するようになった。具体的な期間については今後検討していきたい」



環境省産業廃棄物課長

坂川 勉氏に聞く

(左がかわ・こむ)